

委託契約における変動型最低制限価格制度の検証について

1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

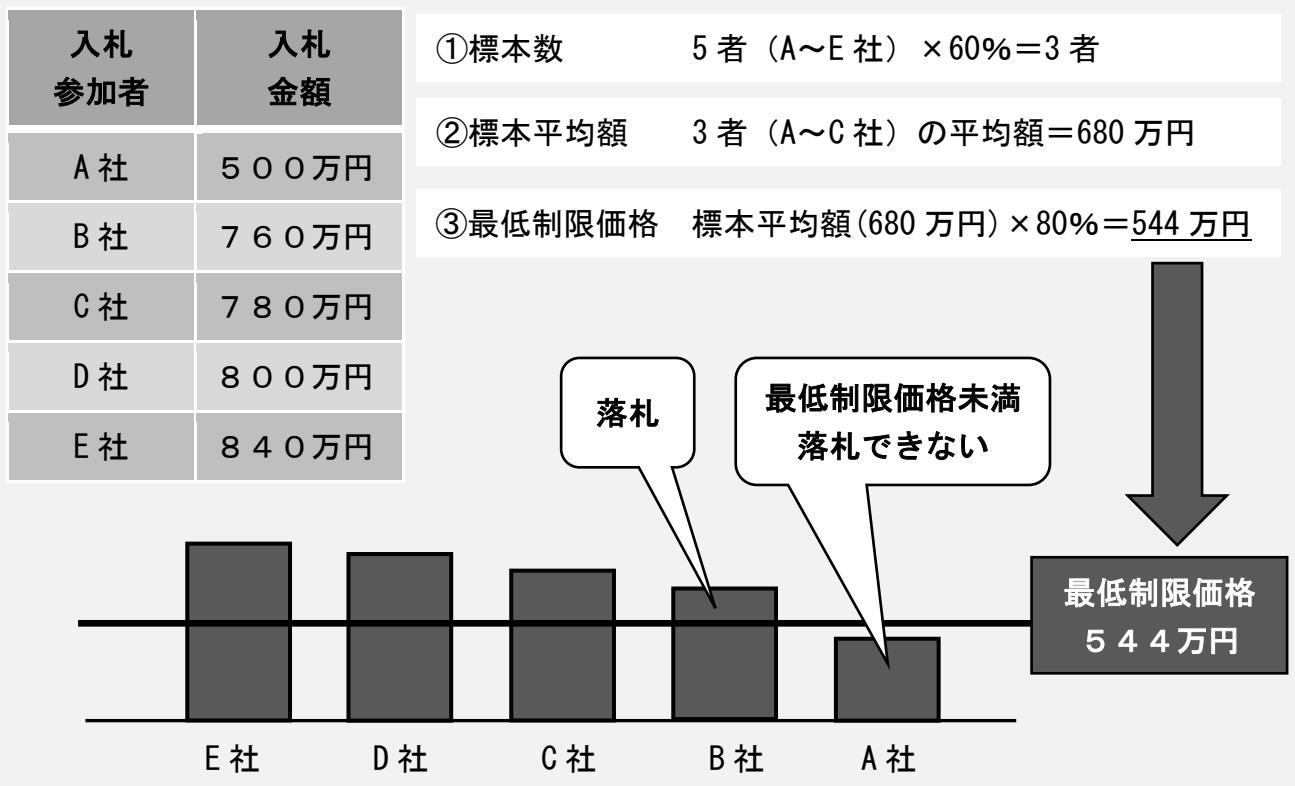
今般、現在までの入札実施状況を検証し、今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・案件ごとに開札後の入札額の標本平均額から最低制限価格を設定
- ・過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

【入札参加者が5者の場合の例】



※入札額が予定価格を超える者、予定価格の1割以下の者等は有効な入札参加者から除外

※有効な入札参加者が2者以下の場合、予定価格に60%を乗じた額が最低制限価格

3 検証方法

(1) 実施状況

令和7年8月30日現在、3ヶ年度で実施した396件を対象として、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証した。

【別紙1参照】

(2) 従来の入札との比較

上記396件を対象として、適用対象としている業務種別について本制度導入前の令和4年度の入札と比較し、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証した。

【別紙2参照】

4 実施状況及び評価

(1) 実施状況

- ① 従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約（単価契約を除く。）を適用対象としていた。検証対象期間の案件に従来の適用条件を採用していた場合は131件が最低制限価格の設定対象となるが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、適用案件が増え396件となった。
- ② 最低制限価格設定率は全体の平均で予定価格の59.62%となり、経年変化をみるとほぼ横ばいで推移している。業務種別ごとでは最も低いものは「電話設備の設置・保守」(52.66%)、最も高いものは「公衆トイレ清掃」(63.76%)となった。
- ③ 有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は59.20%となり、昨年度とほぼ同じだが、令和5年度検証時より3.79ポイント下がっていることが確認できる。
- ④ 最低制限価格未満の入札が発生した件数は50件で、12.63%となり、経年変化をみるとほぼ横ばいで推移している。最も発生率が高い業務種別は「情報処理業務」で35.29%、次いで高い業務種別は「計画策定支援」で15.38%であった。

(2) 従来の入札との比較

- ① 平均落札率については、全体では78.46%で、制度導入前の令和4年度と比較すると、6.08ポイント増加している。経年変化を見ると、令和5年度の検証時には80.50%であったことから、若干の低下が見られる。
- ② 業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較すると「公衆トイレ清掃」では低下したが、それ以外では上昇した。
- ③ 落札者以外の者も含んだ入札価格率では、全体で116.38%となり、制度導入前の令和4年度と比較すると、13.43ポイントの増加となっている。経年変化をみると令和5年度の検証時には112.74%であったことから、増加傾向である。
- ④ 不調率については、4.80%となった。制度導入前の令和4年度と比較すると、3.17ポイント増加している。経年変化では、令和5年度の検証時には3.10%であったことから、1.70ポイント増となっている。

⑤ 平均入札参加者数は制度導入前の令和4年度と比較すると、全体で2.37者の増加となり、平均応札者数は全体で2.16者の増加となった。また、令和6年度の検証時と比較し、それぞれ0.22者、0.26者の増加となっている。

5 今後の運用

① 本制度導入の趣旨は、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにある。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではない。

② 入札結果に基づくデータ分析では令和6年度検証時に引き続き、落札率は制度導入前の令和4年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が確認できる。また、12～13%の案件で最低制限価格によって落札者としない者が発生している。

このことからは、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、従来の落札率を一定程度維持しつつダンピング防止の効果をあげるという当初の目的は達成されているものと考えられる。なお、本制度導入により入札参加者や応札者が減少する状況も確認されていない。

③ 一方、経年での変化をみると制度を導入した令和5年度検証時と比較して、平均落札率が低下しているなど状況の変化も見受けられる。事業者の入札には応札時の経済情勢など様々な要素が影響を及ぼしているものと推察され、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えられる。

④ 以上のことから、引き続き現在の制度運用を維持しつつ、競争性とダンピング防止の両立を図りながら、今後も定期的に入札結果の動向を注視していく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年 1月 令和8年度入札公告の開始